

◎東日本大震災の被災者等に係る国税

関係法律の臨時特例に関する法律の

一部を改正する法律

(平成二十三年二月一四日法律第一一九号)

一、提案理由 (平成二十三年一月二九日・衆議院財務金融委員会)

○安住国務大臣　ただいま議題となりました東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、先般、緊急対応の措置として講じた各般の措置に追加して、今般、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みの一層の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、所得税について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例、被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例等の措置を講ずることとしております。

第二に、法人税について、一定の復興産業集積区域における新規立地促進税制、被災者向け優良賃貸住宅の割り増し償却等の措置を講ずることとしております。

第三に、資産税について、被災した認定承継会社等に係る非上場株式等についての相続税の納税猶予等の特例、被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の措置を講ずることとしております。

第四に、消費課税等について、被災二輪車等に係る自動車重量税の還付、被災者が作成する原発警戒区域内に所在する建物の代替建物の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税等の措置を講ずることとしております。

以上が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十三年二月一日)

○海江田万里君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、先般、緊急対応の措置として講じた各般の措置に追加して、今般、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取り組みの一層の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を講ずるものであります。

本案は、去る十一月二十八日当委員会に付託され、二十九日安住財務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十三年二月七日)

○尾立源幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

す。

本法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、新規立地新設企業の法人税を五年間無税とする措置の内容と効果、復興に向けた更なる支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年二月六日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災からの復興と被災者の生活再建に資する観点から、震災特例税法の執行に当たっては、税制上の手続等をより簡便かつ公平に行い、被災地間で運用上の差異が生じないよう、十分に配慮すること。

右決議する。